

I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2020年6月1日現在

～2020年6月30日

2020年7月1日～

附 則（令和元年 12 月 2 日 V V サ第 00574272 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年 12 月 12 日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、NTT Com ひかり電話契約者（ひかり電話転用に係る者であって、申込みの際現に契約事業者からこの付加機能（特定番号接続機能に限ります。）と同等の機能の提供を受けている者又はひかり電話の事業者変更（入）に係る者であって、申込みの際現に当社以外の光コラボレーション事業者からこの付加機能（特定番号接続機能に限ります。）と同等の機能の提供を受けている者に限ります。）から付加機能（特定番号接続機能に限ります。）の請求があったときは、次表の規定により特定番号接続機能を提供します。この場合において、料金の計算方法等その他の提供条件は、この約款の定めに従うものとします。

附 則（令和元年 12 月 2 日 V V サ第 00574272 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年 12 月 12 日から実施します。

（経過措置）

2 削除

～2020年6月30日

2020年7月1日～

(1)付加機能料使用料

区分		単位		料金額 (月額)
特定 番号 接続 機能	NTT Com ひかり電話契約 者が指定する1以上の制 御対象番号（その NTT Com ひかり電話契約に係 る契約者回線番号又は追 加番号をいいます。以下こ の欄において同じとしま す。）からなるグループ（以 下この欄において「制御対 象番号グループ」といいま す。）ごとに、当社が別に定 めるところにより NTT Com ひかり電話契約者が あらかじめ登録した1以 上の電気通信番号からな るグループ（以下この欄に おいて「発着信許可番号グ ループ」といいます。）又は	基本額	制御対象番号 ごとに	500円 (税込価格 550円)
	発着 信許 可番 号グ ル ー プに 係 る 加 算 額	発着信 許可番 号グル ープが 1のも の	1 NTT Com ひ かり電話利用 回線等ごとに	100円 (税込価格 110円)
	発着信 許可番 号グル ープが 5まで のもの	1 NTT Com ひ かり電話利用 回線等ごとに	500円 (税込価格 550円)	
	発着信 許可番 号グル ープが	1 NTT Com ひ かり電話利用 回線等ごとに	1,500円 (税込価格 1,650 円)	

~2020年6月30日	2020年7月1日~
-------------	------------

<u>通信種別に係る発信又は着信を可能にする機能</u>	<u>25 までの</u>		
	<u>50 までの</u>	<u>1 NTT Com ひかり電話利用回線等ごとに</u>	<u>2,000 円</u> <u>(税込価格 2,200 円)</u>
	<u>600 までの</u>	<u>1 NTT Com ひかり電話利用回線等ごとに</u>	<u>10,000 円</u> <u>(税込価格 11,000 円)</u>
<u>備考</u>	<u>1 NTT Com ひかり電話契約者は、発信信許可番号グループに係る加算額の適用について、上記の 5 種類の区分の中からあらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。</u> <u>2 当社は、制御対象番号グループごとの発信信許可番号グループの数を合計して、その NTT Com ひかり電話契約における発信信許可番号グループ</u>		

～2020年6月30日

2020年7月1日～

プに係る加算額を適用します。この場合において、当社は、NTT Com ひかり電話契約者が発着信許可番号グループに係る電気通信番号を登録しない場合においても、制御対象番号グループごとに1の発着信許可番号グループを利用しているものとみなして取り扱います。

3 1の発着信許可番号グループに登録できる電気通信番号の数は、20以内とします。

4 当社は、この機能を利用している NTT Com ひかり電話契約について、NTT Com ひかり電話契約に係る I P 通信網利用権の譲渡があったときは、その特定番号接続機能を廃止します。

5 当社は、第 34 条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

6 当社は、本機能を NTT Com ひかり電話契約者（メニュー 1 及びメニュー 2 に係る者であって、NTT Com ひかり電話利用回線等（別記 21 に規定する西日本エリアに係るものに限り。）に係る者を除きます。）に提供します。

7 各通信種別に対して登録できる発着信許可番号グループに係る電気通信番号の数は、1の通信種別について 10,000 以内とし、1の NTT Com ひかり電話利用回線等において登録できる発着信許可番号グループに係る電気通信番号の数は、12,000 以内とします。

（注）当社が別に定めるところは、次のとおりとします。

・NTT Com ひかり電話契約者は、制御対象番号グループごとに、次の通信種別に係る発信又は着信の可否（発着信許可番号グループによる制御を

～2020年6月30日

2020年7月1日～

みます。)についてあらかじめ登録できます。

(1) 通話による通信

(2) 通話に付随する符号による通信

(3) 映像による通信

(4) 映像に付随する符号による通信

(5) 符号による通信

(6) その他の通信

(2)付加機能に関する工事費

付加機能（特定番号接続機能に限ります。）に関する工事費については、次表のとおりとします。

<u>区分</u>			<u>単位</u>	<u>工事費の額</u>
<u>交</u>	<u>付加機能</u>	<u>特定番号接続機能の</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>1,000円</u>
<u>換</u>	<u>に関する</u>	<u>利用の開始又は変更</u>		<u>(税込価格 1,100円)</u>
<u>機</u>	<u>工事の場</u>	<u>に関する工事のとき</u>		
<u>等</u>	<u>合</u>			
<u>工</u>				
<u>事</u>				
<u>費</u>				

～2020年6月30日

2020年7月1日～

(3)利用の一時中断に関する工事費

付加機能（特定番号接続機能に限ります。）の利用の一時中断に関する工事費については、次表のとおりとします。

区分		単位	工事費の額
利用	交換機等	特定番号接続機能の利	1の工事ごとに 1,000円
の一	工事費	用の一時中断の工事の	(税込価格 1,100円)
時中		とき	
断の			
工事			

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している NTT Comひかり電話サービスの付加機能（特定番号接続機能）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

4 附則3の場合において、NTT Comひかり電話サービス契約者は、NTT Comひかり電話サービスの付加機能（特定番号接続機能）の契約内容の変更に関し請求等を行うことができます。

5 この改正規定実施前に改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(略)

3 削除

4 削除

5 削除

6 削除

(略)

附 則（令和2年5月27日 P S事推第 00653434号）

この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。

~2020年6月30日	2020年7月1日~
	<p data-bbox="1126 236 1760 264"><u>附 則 (令和 2 年 5 月 28 日 A P S 1 第 00653897 号)</u></p> <p data-bbox="1126 296 1256 325"><u>(実施期日)</u></p> <p data-bbox="1126 357 1738 386"><u>1 この改正規定は、令和 2 年 7 月 1 日から実施します。</u></p> <p data-bbox="1126 418 1256 446"><u>(経過措置)</u></p> <p data-bbox="1126 478 2130 564"><u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p data-bbox="1126 596 2130 683"><u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p> <p data-bbox="1126 715 1234 743"><u>(その他)</u></p> <p data-bbox="1126 775 2107 861"><u>4 V V 第 00574272 号 (令和元年 12 月 2 日) の附則の 2、3、4、5 及び 6 を、令和 2 年 7 月 1 日をもって削除します。</u></p>